

三好市こども計画策定支援業務の受託者を、公募型プロポーザル方式により選定するので、次のとおり公告する。

令和6年2月16日

三好市長 高井 美穂

1 プロポーザルの名称及び方式等

三好市こども計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル

2 業務概要

(1) 業務の名称

三好市こども計画策定支援業務

(2) 業務の目的

三好市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「第2期三好市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって計画期間が終了することから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする次期計画を策定する。この次期計画は、令和5年4月に施行されたこども基本法第10条第2項において「市町村こども計画」が努力義務化されたことに伴い、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「子どもの貧困対策計画」「子ども・若者計画」を一体的に包含した「三好市こども計画」として策定する。

本業務は、現行計画の現状分析、評価及び課題等の整理、子どもや子育て世帯等の生活実態や動向、ニーズ等を把握・分析するための調査の実施、当事者である子ども・若者の意見聴取、事業量の見込、確保方策数値の設定、三好市子ども・子育て会議の運営支援などを実施し、その結果を踏まえて三好市こども計画を策定することを目的とする。

なお本プロポーザルは、令和6年度当初予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において原案どおり可決されない場合は、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合もあり得るものとする。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 委託限度額

8,008,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- (2) 本件公告時に、三好市から競争入札参加資格等の指名停止を受けていない者。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 三好市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 3 月 28 日公示第 19 号）第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (6) 国税、県税及び市町村民税（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税）を完納していること。
- (7) 過去5年以内（平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）に地方公共団体発注の子ども・子育て支援事業計画策定支援業務または同等の策定支援業務を元請として受注した実績を有する者であること。
- (8) 十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

4 質問及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けるものとする。質問書（様式5）に必要事項を記入のうえ、持参・電子メールにより受け付ける。

(1) 受付期間

公告日から令和6年2月26日(月)午後5時まで

(2) 回答方法

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、三好市ホームページで公表する。なお、類似同様の質問についてはまとめて一つの回答とするほか、候補者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

5 各種提出書類

応募される者は、定められた提出方法、提出先、期限に従い必要書類を提出してください。

6 その他

詳細については、三好市子ども計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領に依る。

7 担当部署

〒778 - 0004

徳島県三好市池田町シンマチ1474番地

三好市子育て支援課

電話 0883-72-7648 FAX 0883-72-7677

E-mail kosodateshien@city.tokushima-miyoshi.lg.jp